

文京区特別養護老人ホーム入所指針

	平成15年4月14日	区長決定	
変更	平成19年1月30日	18文介高第1022号決定	
	変更	平成20年4月1日	20文福高第23号決定
	変更	平成23年1月31日	22文福高第2432号決定
	変更	平成24年5月31日	24文福高第192号区長決定
	変更	平成26年5月30日	26文福高第326号部長決定
	変更	平成26年11月28日	26文福高第688号区長決定
	変更	平成28年8月10日	28文福高第567号部長決定
	変更	平成29年3月13日	28文福高第1761号区長決定
	変更	令和元年5月10日	2019文福高第22号部長決定
	変更	令和元年7月11日	2019文福高第500号部長決定
	変更	令和元年11月7日	2019文福高第1083号部長決定
	変更	令和3年3月10日	2020文福高第1738号部長決定
	変更	令和5年12月8日	2023文福高第1533号区長決定
	変更	令和6年1月31日	2023文福高第2031号区長決定
	変更	令和6年8月30日	2024文福高第1119号部長決定
	変更	令和6年10月16日	2024文福高第1384号部長決定

1 目的

本指針は、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）第7条第2項及び文京区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例（平成25年3月文京区条例第9号）第156条第2項並びに指定介護老人福祉施設等の入所に関する指針について（平成26年12月12日老高発1212第1号）及び東京都の特別養護老人ホームにおける優先入所に関するガイドラインに基づき、文京区における特別養護老人ホーム（以下「施設」という。）の入所に関する基準を明示することにより、入所決定過程の透明性及び公平性を確保するとともに、施設入所の円滑な実施に資することを目的とする。

2 入所の対象者

入所の対象となる者は、介護保険法（平成9年法律第123号）第14条に規定する介護認定審査会において要介護状態区分が要介護3から要介護5までのいずれかの区分と認定された者のうち、常時の介護を必要とし、かつ、居宅において介護を受けることが困難なものとする。ただし、次のいずれかに該当する者は対象としない。

- (1) 入院治療の必要がある者
- (2) 他の特別養護老人ホームに入所している者

2-2 入所の対象者の特例

2の規定にかかわらず、要介護状態区分が要介護1又は2の区分と認定された者であって、

次のいずれかの要件に該当し、かつ、別表に掲げる文京区特別養護老人ホーム入所基準（以下「基準」という。）に基づき合計点 50 点以上と判定されたものは、入所の対象とすることができる。

また、要介護状態区分が要介護 1 又は 2 の区分と認定された者であって、(1)又は(2)のいずれかの要件に該当し、かつ、基準 2 及び 3 の項目を合算して 26 点以上と判定されたものは、入所の対象とすることができる。

- (1) 認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること。
- (2) 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること。
- (3) 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難であること。
- (4) 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること。
- (5) 子ども・若者（おおむね 40 歳未満の者をいう。）が家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる状況にあり、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること。

2-3 地域密着型介護老人福祉施設における入所の対象者

2 の規定にかかわらず、文京区外の介護保険被保険者は、介護保険法第 8 条第 22 項に規定する地域密着型介護老人福祉施設の入所の対象としないものとする。ただし、介護保険法第 78 条の 2 第 4 項第 4 号の規定により区が他区市町村長からの指定に同意した地域密着型介護老人福祉施設については、この限りでない。

3 入所の申込み

(1) 申込方法

入所の申込みは、入所希望者本人（以下「入所希望者」という。）又は入所希望者の家族若しくは成年後見人等（以下「申込者等」という。）が、介護支援専門員との協議に基づいて作成した文京区特別養護老人ホーム入所申込書（別記様式第 1 号。以下「申込書」という。）に、次に掲げる書類を添付し、入所を希望する施設に提出するものとする。ただし、申込日現在、入所希望者が介護老人保健施設、病院等に入所又は入院しているときは、次のイ及びウの提出は、不要とする。

- ア 介護保険被保険者証の写し
- イ 直近 3 か月分の介護サービス利用票の写し
- ウ 直近 3 か月分の介護サービス利用票別表の写し

(2) 特例入所の申込み

(1)の場合において、2-2 に規定する特例での入所を希望する者は、特例入所調査票（別記様式第 1 号の 2）を提出するものとする。この場合において、東京都愛の手帳交付要綱（42 民児精発第 58 号）第 5 条の規定により愛の手帳の交付を受けている者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者は、申込時に、入所の申込みを受け付ける者に対し、当

該手帳を提示しなければならない。

(3) 介護支援専門員との協議の例外

申込書について、介護支援専門員が入所希望者の介護サービス計画作成に関わっていないときは、介護支援専門員との協議に代えて、区の機関又は入所希望者が入所し、若しくは入院している介護老人保健施設、病院等の職員等との協議に基づいて、申込書を作成することができる。

(4) 本指針の説明

入所の申込みを受け付ける者は、入所希望者又は申込者等に対し、本指針の内容について説明しなければならない。

(5) 受付簿の管理

申込書及び3(1)に掲げる添付書類（以下「申込書等」という。）を受理した施設は、受付簿にその内容を記録して管理しなければならない。

また、入所申込みの取下げ等がされたときは、速やかにその内容を受付簿に記録しなければならない。

(6) 申込書等の有効期限

申込書等の有効期限は、施設が申込書等を受理した日から3年を経過した日の属する年の末日とする。

(7) 施設の申込上限

入所希望者又は申込者等が施設に申込みできる件数は、最大5件までとする。

4 入所の再申込み

入所希望者又は申込者等は、申込書の記載事項について、申込時点から変更があったときは、3の規定による入所申込みと同様の方法により、新たに入所を希望する施設に再申込みを要するものとする。ただし、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める事項に変更があったときは、この限りでない。

(1) 入所希望者が文京区の介護保険被保険者であるとき 次に掲げる事項

ア 年齢

イ 要介護状態区分、認定年月日及び有効期限

ウ 文京区における居住年数

エ 文京区内転居による住所の変更

(2) 入所希望者が文京区外の介護保険被保険者であるとき 年齢

5 入所申込みの取下げ

(1) 入所希望者又は申込者等は、入所希望者が次に掲げる事項のいずれかに該当したときは、申込書等を提出した施設に文京区特別養護老人ホーム入所申込取下届（別記様式第2号）を提出するものとする。

ア 死亡したとき。

イ 入所の意思がなくなったとき。

ウ 他の特別養護老人ホームに入所したとき。

エ 介護認定の結果、要介護状態区分が要介護でなくなったとき。

(2) 区は、入所希望者が(1)のアからエまでのいずれかに該当していることが明らかになったとき又は次に掲げる事項のいずれかに該当したときは、入所申込みの取下げがあった

ものとみなす。

ア 文京区外の介護保険被保険者が、申込書に記載した要介護認定の有効期限を過ぎたにもかかわらず再申込みをしないとき。

イ 2-2の規定により入所の対象となった者が、その要件を満たさなくなったとき。

6 入所希望者名簿の管理

(1) 入所希望者名簿の作成

申込書等を受理した施設は、当該申込書等を区に対して提出するものとし、区は、これに基づき入所希望者名簿を作成する。

(2) 登載の方法

区は、施設から提出された申込書等の記載事項について、基準に基づき、入所希望者について配点を行い、その合計点が上位の者から入所希望者名簿に登載する。

なお、配点の結果、2人以上の者が同点となったときは、原則として、生年月日順に入所希望者名簿に登載する。

(3) グループ分け

(2)の規定により作成した入所希望者名簿については、次のとおりグループ分けを行う。

ア Aグループ 早期に入所が見込まれる者(上位80番までの者及びその同配点の者)

イ Bグループ 入所が望ましいと考えられる者

ウ Cグループ 他の介護施策により、居宅等での生活が当面可能であると考えられる者

(4) 有効期間

入所希望者名簿の有効期間は3か月とし、4月から6月まで、7月から9月まで、10月から12月まで及び翌年1月から3月までとする。

なお、有効期間内における入所希望者名簿の順位は、変更しないものとする。

(5) 入所希望者名簿の登載基準日

入所希望者又は申込者等が、(4)に定める有効期間開始月の前々月の末日までに、3の規定による入所申込みをしたときは、区は当該入所希望者を当該有効期間の入所希望者名簿に登載する。

(6) 入所希望者名簿の更新

区は、入所希望者名簿に登載された入所希望者であって、その申込書が3(6)に規定する有効期限を徒過していないもの及び5の規定による入所申込みの取下げをしないものについて、引き続き次の有効期間分の入所希望者名簿に登載する。

(7) 施設別入所希望者名簿の作成

区は、入所希望者名簿から施設ごとの入所希望者を抽出し、施設ごとに順位を付した施設別入所希望者名簿を作成し、当該施設に配付する。

7 入所希望者への通知等

(1) 区は、全ての入所希望者に対し、1年につき1回、当該者の順位を通知する。

(2) (1)に規定する通知のほか、入所希望者名簿の更新をしたときは、6(3)アに規定するAグループに配した入所希望者に対し、当該者の順位を通知する。

なお、Bグループ及びCグループに配した入所希望者については、入所希望者及びその家族等から問合せがあったときは、当該者の順位について回答することができる。

8 入所の決定に係る審議

- (1) 施設は、入所の決定に係る事務を行うために、合議制の委員会（以下「入所検討委員会」という。）を設置しなければならない。
- (2) 入所検討委員会は、施設長、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等のほか、地域の福祉関係者等によって構成するものとする。
- (3) 入所検討委員会は、施設長が招集し、入所希望者名簿の順位に基づいて入所候補者の決定を行う。ただし、施設の入所率が90%以下のときは、次に掲げる要件のいずれにも該当する者について、区と書面による協議の上、当該者を入所候補者とすることができる。
 - ア 施設における申込書等の受理後であって、入所希望者名簿への登載前であること。
 - イ 当該協議により、6(3)アに規定するAグループ相当とされること。
- (4) 入所検討委員会は、審議の内容を記録し、これを2年間保存しなければならない。
- (5) 入所検討委員会は、区に対し、必要に応じて入所希望者に係る要介護・要支援認定に係る資料の閲覧及び写しの交付取扱要領（18文介介第347号）3(4)に規定する資料の写しの提出を求めることができる。

9 入所者の決定

- (1) 施設は、入所者の決定を行う際に、次に掲げる個別の事情を勘案することができる。
 - ア 性別（部屋単位の男女別構成）
 - イ ベッドの特性（要介護度及び認知症の有無等）
 - ウ その他施設が特別に配慮しなければならない個別の事情
- (2) 施設は、入所希望者又はその家族に対して実施する面接調査及び書類審査の結果、申込書に記載された内容と著しい相違が判明したときは、当該入所希望者又は申込者等に4に定める入所の再申込みの手続を行わせるものとし、入所希望者名簿に登載された次順位の者を繰り上げて入所させることができる。

10 特別な事由による入所

施設は、次に掲げる事由に起因するときは、入所検討委員会の審議によらず、施設長の判断により入所を決定することができる。

- (1) 災害、事件、事故等により緊急に入所が必要と認められるとき。
- (2) 区で措置した養護老人ホームの入所者が、緊急に特別養護老人ホームへの入所が必要となり、区からの要請があったとき。
- (3) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第11条第1項第2号に定める措置入所に係るとき。

11 入所辞退者の取扱い

9に定める入所者の決定を行うときに、入所希望者又はその家族から、当該施設の入所について、自己の都合により保留の申出があったときは、当該入所希望者をその者の属するグループの最下位に位置付けるものとする。

12 その他の取扱い

(1) 個人情報に関する守秘義務

施設職員及び入所検討委員会委員は、業務上知り得た入所希望者等に関する一切の個人情報を漏らしてはならない。

なお、その職を退いた後も同様とする。

(2) 個人情報の取扱い

施設は、入所希望者又はその家族の同意に基づき、当該入所希望者が申込みをしている他施設に対し、入所に関する状況及び入所辞退理由について情報を提供できるものとする。

(3) 説明責任

施設は、入所希望者又は申込者等から、入所の判定等に関する説明を求められたときは、適切に対応しなければならない。

13 指針の見直し

本指針は、おおむね3年ごとに見直すこととする。ただし、その間に必要が生じたときは、随時、見直すことができる。

なお、見直しに当たっては、区及び施設で協議するものとする。

14 その他

本指針に定めがない事項でその取扱いに疑義が生じたときは、区及び入所検討委員会が協議の上、決定するものとする。

付 則

1 施行

本指針は決定日から施行する。ただし、入所者の決定に係る取扱いについては平成15年8月1日から行うものとする。

2 経過措置の取扱い

平成12年度中に入所申込みを行った者で本指針施行まで申込みが継続しているものについては、平成15年12月1日までの間、5(1)で算定された合計点に次の加算を行う。

平成12年9月までに入所の申込みを行っている者	平成12年10月～平成13年3月の間に入所の申込みを行っている者
6点	3点

付 則

本方針は、平成19年2月1日から施行する。

付 則

本方針は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

本方針は、平成23年2月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 本指針は、平成24年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 本指針の施行の際、別記様式第1号による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。
- 3 改正前の本指針3(1)若しくは(2)又は5(5)の規定によって提出された申込書は、改正後の本指針3(1)若しくは(2)又は4の規定によって提出した申込書とみなす。

(入所希望者名簿の登載基準日の特例)

- 4 平成24年7月から平成24年9月までを有効期間とする入所希望者名簿については、6(4)の規定にかかわらず、入所希望者又は申込者が、平成24年6月1日までに、3に定める入所の申込みをしたときは、区は当該入所希望者を当該有効期間の入所希望者名簿に登載する。

付 則

(施行期日)

- 1 本指針別表の文京区特別養護老人ホーム入所基準は、平成26年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 本指針の施行の際、別記様式第1号による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則

(施行期日)

- 1 本指針は、平成26年12月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の本指針の規定は、平成27年4月1日以降の入所を希望する者について適用し、同日前の入所を希望する者については、なお従前の例による。

- 3 本指針の施行の際、別記様式第1号による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則

(施行期日)

- 1 本指針は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 本指針の施行の際、別記様式第1号による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則

(施行期日)

- 1 本指針は、令和元年5月10日から施行する。

(経過措置)

- 2 本指針の施行の際、別記様式第1号による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則

(施行期日)

- 1 本指針は、令和元年8月10日から施行する。

(経過措置)

- 2 本指針の施行の際、別記様式第1号による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則

(施行期日)

- 1 本指針は、令和元年1月7日から施行する。

(経過措置)

- 2 本指針の施行の際、別記様式第1号による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則

(施行期日)

- 1 本指針は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 本指針の施行の際、別記様式第1号による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則

本指針は、令和6年1月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 本指針は、令和6年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 本指針の施行の際、現に提出されている申込書が3(6)に規定する有効期限を既に徒過しているときは、3(6)の規定にかかわらず、当該申込書の有効期限を令和6年12月31日とする。
- 3 3(7)の規定は、本指針の施行の日前に受理した申込書については、適用しない。
- 4 本指針の施行の際、別記様式第1号による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則

本指針は、令和6年9月1日から施行する。

付 則

- 1 本指針は、令和6年12月1日から施行する。
- 2 本指針の施行の際、別記様式第1号の2による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。